

2025年度 品質管理レビュー資料集

目 次

1. 品質管理レビュー制度等	1
(1) 品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の実施概要	1
(2) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移	2
(3) 主な項目ごとの改善勧告事項	6
(4) 改善勧告事項の発生状況	8
(5) 品質管理レビューに関連する実績情報	11
(6) その他の活動状況	15
2. その他の参考情報	17
(1) 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の調査結果の概要	17

1

品質管理レビュー制度等

(1) 品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の実施概要

品質管理レビューの実施事務所に対応する公認会計士・監査審査会の検査の実施状況は下表のとおりです。

【品質管理レビューの実施概要】

当協会による品質管理レビューの実施概要				
年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
レビューアー数 (うち主席・副主席等レビューアー)	37人 (6人)	41人 (7人)	42人 ^(注2) (8人)	42人 (8人)
(うち主査レビューアー)	(16人)	(19人)	(21人)	(18人)
(うちIT専門家レビューアー)	(3人)	(3人)	(3人)	(4人)
通常レビュー実施監査事務所数 (うち上場会社等の監査を行った監査事務所数)	92事務所 (63事務所)	81事務所 (51事務所)	56事務所 (36事務所)	56事務所 (52事務所)

(注1)品質管理レビューの実施年度は、毎年4月から翌年3月まで。

(注2)年度中に退任者があり、43人から減少している。

【公認会計士・監査審査会の検査の実施概要】

公認会計士・監査審査会による検査の実施概要		
品質管理レビュー実施年度+1年	2023年度	2024年度
検査官数	36人	35人
検査実施事務所数	9事務所	7事務所

(注1)検査の事務年度は、毎年7月から翌年6月まで。

(注2)2024年度の検査実施事務所数は、2025年3月31日までに着手したものを記載している。

(注3)「補足資料 2025年度品質管理レビュー資料編」作成時点では、「公認会計士・監査審査会の活動状況(令和7年度版)」は発行されていないため、公認会計士・監査審査会による検査の実施概要については2024年度までを記載。

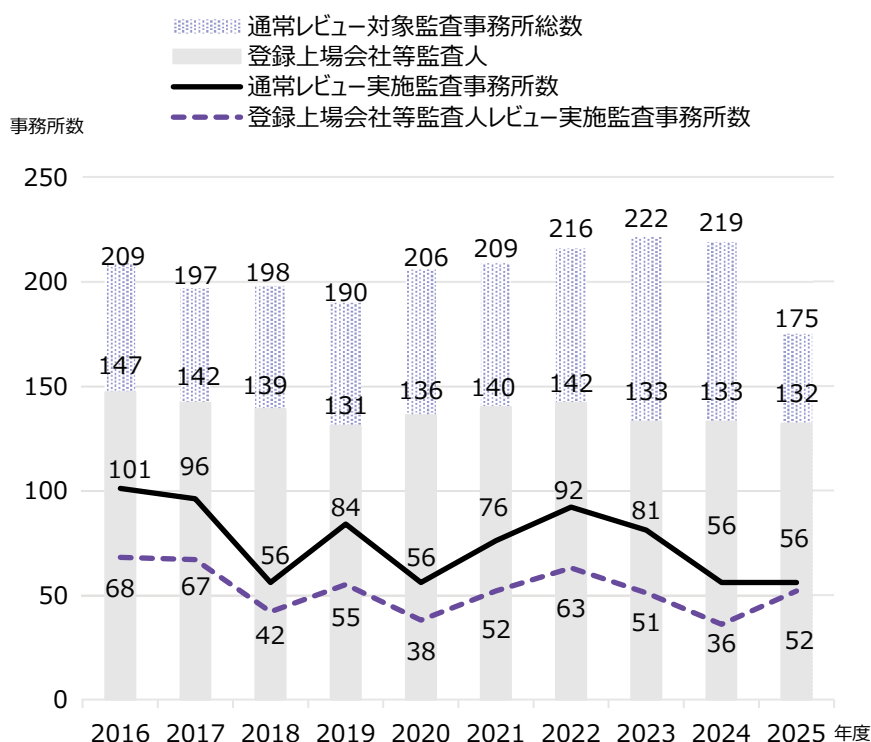
(資料)「公認会計士・監査審査会の活動状況(令和6年度版)」(令和7年6月)及び「令和7年版モニタリングレポート」(令和7年7月)から当協会が作成。

(2) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移

過去10年間の通常レビュー実施監査事務所数及び品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所に対する通常レビューの実施結果は、それぞれ下図のように推移しています。

なお、通常レビューを開始した年度内に品質管理レビュー報告書を承認するに至らなかった監査事務所も、品質管理レビューを実施した年度のレビュー報告書交付監査事務所数に含めています。

【通常レビュー実施監査事務所数の推移】

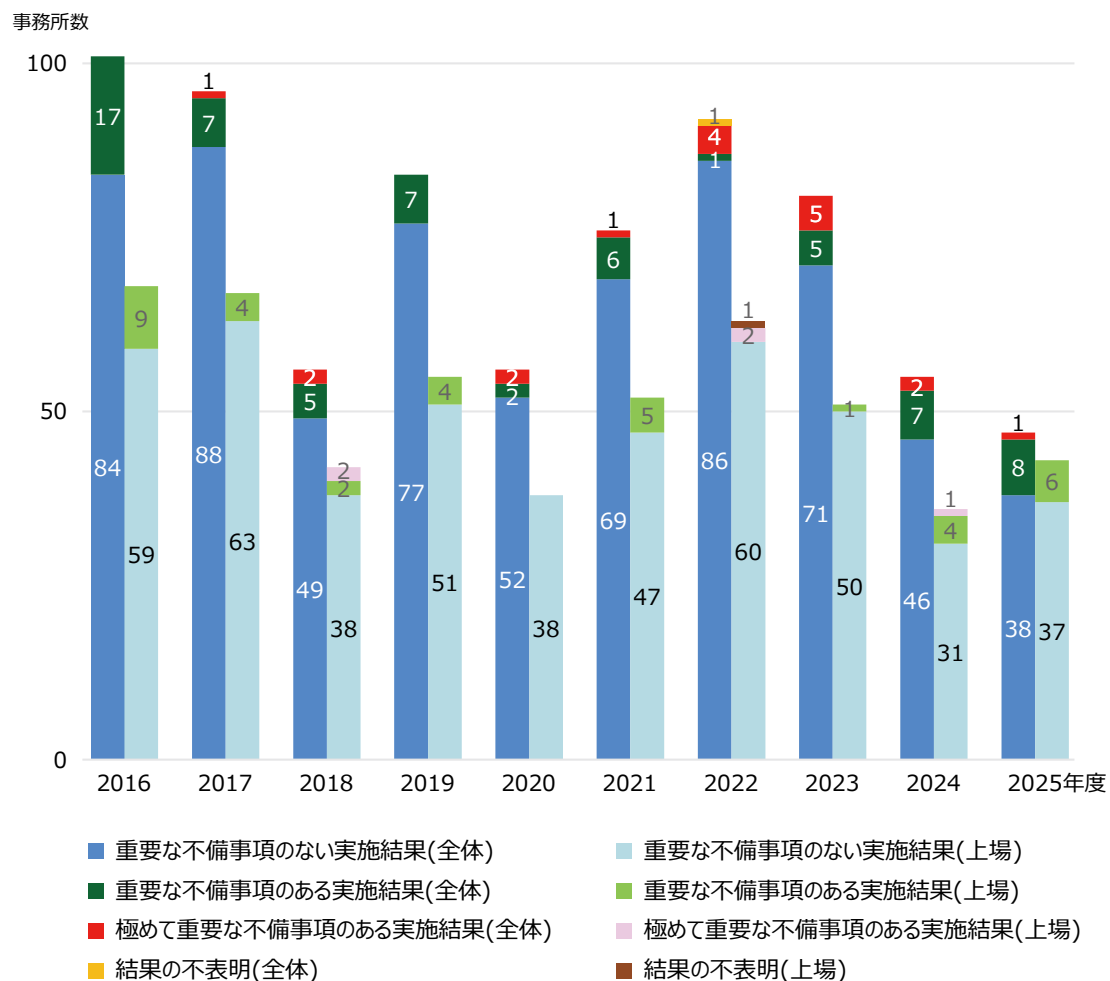


(注1)「登録上場会社等監査人」欄の2022年度以前の監査事務所数は、2023年3月31日に廃止となった上場会社監査事務所登録制度(以下「旧制度」という。)上の登録事務所数を表している。

(注2)各年は4月1日現在における監査事務所数を表している。(2023年度は法令上の経過措置の適用を受けるための届出の提出期間後の数値)

(注3)2025年度から信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査の監査業務以外に公認会計士法上の大会社等の監査業務がない監査事務所が通常レビュー対象から除外されたことに伴い、通常レビュー対象監査事務所について前年度と比べて減少している。(本編「1(3)品質管理レビューの種類」参照)

【通常レビューの実施結果ごとの各年度の通常レビュー報告書交付監査事務所数】



(注1)通常レビュー報告書交付監査事務所数は「全体」、そのうち上場会社等の監査を行っている監査事務所に対する通常レビュー報告書交付監査事務所数は「上場」としている。

(注2)2019年度以前の「重要な不備事項のない実施結果」、「重要な不備事項のある実施結果」、「極めて重要な不備事項のある実施結果」については、それぞれ「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」を記載している。なお、「重要な不備事項のある実施結果」には、「極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論」を含めている。

① 通常レビューの実施状況の推移

各年度の通常レビュー対象監査事務所総数及び通常レビュー実施監査事務所数の増減理由としては、通常レビュー対象監査事務所の合併・解散、通常レビュー対象会社等の監査人の異動等による影響のほか、品質管理レビュー制度の改正による影響などが考えられます。

例えば、2016年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所が大幅に増加したことから、これらの事務所を継続して指導するため、2015年度に新設された機動レビューを28事務所に実施した結果、レビューを実施した監査事務所数が増加しました。また、2017年度には、個人事務所の通常レビュー対象会社等との監査契約が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査法人に変更となったこと等により、通常レビュー対象監査事務所総数が209事務所から197事務所へと減少しました。

2020年度には、新たに準登録事務所となった監査事務所及び一定規模以上の信用金庫等を新規受嘱した監査事務所が増加したことから、通常レビュー対象監査事務所総数は増加したものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮するなど、一部の監査事務所について、通常レビューの実施頻度を伸長したため、通常レビュー実施監査事務所数は、56事務所に減少しましたが、2021年度において、2020年度に通常レビューの実施頻度を伸長した監査事務所について、通常レビューを実施したこともあり、通常レビュー実施監査事務所数が増加しました。

2023年度の上場会社等の監査を行う監査事務所数は、2022年5月の公認会計士法改正により、法令上の登録制度と位置付けられたことに伴い、法令上の経過措置の適用を受けるための届出を提出していない(4事務所)、旧制度において準登録事務所(品質管理レビュー実施済監査事務所)であり、法令上の経過措置の適用を受けるための届出を提出する資格を有していない(3事務所)等を主な理由として、2022年度から減少していますが、通常レビュー実施割合は例年並みです。

2024年度においては、登録上場会社等監査人への適格性の確認に係るリソースの確保が必要であること、レビューサイクルにより、2023年度に比してリソースを多く要する大手監査法人及び準大手監査法人の実施件数が多いこと等から、その他の監査事務所について、リスク等を勘案の上、実施頻度の伸長を重点的に実施したため、通常レビュー実施監査事務所数は、56事務所に減少しました。

2025年度においては、登録上場会社等監査人について、通常レビューの実施頻度を伸長せず、原則3年に一度は通常レビューを実施する一方、その他の監査事務所について、リスク等を勘案の上、実施頻度の伸長を重点的に実施しているため、通常レビュー実施監査事務所数は、前年度と概ね同水準となりました。さらに、信用金庫等の監査業務を通常レビューの対象から除外し、特別レビューの対象としたことにより、登録上場会社等監査人に対して品質管理レビューのリソースをより傾注できるようになり、結果として、通常レビュー実施監査事務所の大半を登録上場会社等監査人が占める状況となっています。

② 通常レビューの実施結果の推移

2016年度から2018年度にかけて、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合が減少しました。これは、2016年度に実施した機動レビュー等の実施を通じて監査事務所の監査品質の改善が進んだこと、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が通常レビューの対象から外れたことによるものです。

2019年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所数は、通常レビューを実施した監査事務所が多かったこともあり、前年度と比較して増加しました。2020年度においては、品質管理レビュー制度の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一部の監査事務所についてはレビューの実施頻度を伸長したことから、通常レビュー実施監査事務所数が少なくなったこともあり、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所数は、前年度と比較して減少しました。なお、伸長した監査事務所については、2021年度に通常レビューを実施し、それに伴い2021年度にレビューの実施頻度を伸長した一部の監査事務所については2022年度に通常レビューを実施したことから、いずれも通常レビュー実施監査事務所数が増加し、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所数も増加しました。

2023年度においては、レビュー対象事務所数に対する通常レビュー実施監査事務所数の割合は例年並みであるものの、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所数、割合ともに増加しました。

2024年度及び2025年度においては、通常レビュー実施監査事務所数については減少しているものの、登録上場会社等監査人に対し、より高い規律付けの一環として新たな目線で通常レビューを実施していることもあり、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された登録上場会社等監査人の数、割合ともに増加しました。

(3) 主な項目ごとの改善勧告事項

① 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューにおける主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は下表のとおりです。なお、当該事務所数は、次頁「②重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項」における事務所数を含んでいます。

【通常レビューにおける改善勧告事項】

(単位：事務所)

改善勧告事項		2024年度			2025年度		
		登録上場会社等 監査人	その他の 監査事務所	合 計 (注2)	登録上場会社等 監査人	その他の 監査事務所	合 計 (注2)
監査事務所の品質管理システム	審査	5	4	9(16%)	16	2	18(38%)
	情報セキュリティ★	2	2	4(7%)	14	3	17(36%)
	指揮、監督及び査閲	4	4	8(14%)	14	2	16(34%)
	品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス★	4	2	6(11%)	13	2	15(32%)
	専門的な見解の問合せ	9	0	9(16%)	11	0	11(23%)
	監査調書の整理、管理・保存★	6	4	10(18%)	9	1	10(21%)
	監査事務所における法令順守	3	0	3(5%)	8	1	9(19%)
	監査事務所のリスク評価プロセス★	9	0	9(16%)	6	3	9(19%)
	品質管理の全般的体制★	10	4	14(25%)	4	1	5(11%)
	ガバナンス及びリーダーシップ	3	0	3(5%)	3	0	3(6%)
	職業倫理及び独立性★	3	1	4(7%)	3	0	3(6%)
	人的資源★	3	4	7(13%)	2	1	3(6%)
監査業務の品質管理	不正を含む重要な虚偽表示リスクへの対応(仕訳テストを除く)★	22	14	36(64%)	38	3	41(87%)
	会計上の見積りの監査★	23	7	30(54%)	29	3	32(68%)
	仕訳テスト★	15	7	22(39%)	22	3	25(53%)
	企業及び企業環境の理解	10	4	14(25%)	19	1	20(43%)
	監査証拠	13	8	21(38%)	18	1	19(40%)
	グループ監査★	8	1	9(16%)	14	0	14(30%)
	財務諸表の表示及び開示	13	2	15(27%)	13	0	13(28%)
	内部統制	8	2	10(18%)	11	0	11(23%)
	実証手続の立案及び実施	2	5	7(13%)	8	1	9(19%)
	後発事象	5	3	8(15%)	8	1	9(19%)
	改善勧告書交付監査事務所数 ^(注3)	35	19	54(96%)	42	4	46(98%)
【参考】 レビュー報告書交付監査事務所数 ^(注4)		36	20	56(100%)	43	4	47(100%)

(注1)改善勧告事項のうち、重点的実施項目を含む事項については表中に★を付している。

(注2)表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合。

(注3)監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しない。

(注4)監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがある。

(注5)「登録上場会社等監査人」は、自主規制レポート及び補足資料では、みなし登録上場会社等監査人を含めて表記することとしている。

② 重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項

通常レビューにおいて、重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所が受けた改善勧告事項について、主な項目ごとに集計した監査事務所数は、下表のとおりです。

【通常レビューにおける重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項】

(単位：事務所)

改善勧告事項	2024年度			2025年度		
	登録上場 会社等 監査人	その他の 監査 事務所	合計	登録上場 会社等 監査人	その他の 監査 事務所	合計
重要な不備事項等のある実施結果の 監査事務所数	5	5	10	5	3	8
うち監査事務所の品質管理の システムに関する事項	5	5	10	5	3	8
審査	3(1)	4(4)	7(5)	6(3)	1(1)	7(4)
品質管理システムのモニタリング 及び改善プロセス★	3(1)	2	5(1)	4	2(2)	6(2)
監査事務所のリスク評価プロセス★	4	0	4	2	3(1)	5(1)
情報セキュリティ★	0	1	1	2	2	4
指揮と監督及び査閲	2	4(4)	6(4)	3(1)	1(1)	4(2)
専門的な見解の問合せ	3	0	3	4	0	4
監査調書の整理、管理・保存	1	2	3	3(2)	1	4(2)
品質管理の全般的体制★	4(2)	2(2)	6(4)	2(1)	1	3(1)
ガバナンス及びリーダーシップ★	2(1)	0	2(1)	2(1)	0	2(1)
監査事務所における法令順守	1	0	1	1	1	2
職業倫理及び独立性★	1(1)	1(1)	2(2)	2	0	2
契約の新規の締結及び更新★	1	2(2)	3(2)	2(1)	0	2(1)
人的資源★	1(1)	2(1)	3(2)	1(1)	1(1)	2(2)
うち監査業務の品質管理に関する事項	5	5	10	5	3	8
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、 評価及び対応(仕訳テストを除く)★	4	5(3)	9(3)	5	3(1)	8(1)
会計上の見積りの監査★	5	2(2)	7(2)	5(1)	2	7(1)
仕訳テスト★	1	3(2)	4(2)	4	2	6
内部統制	1	1	2	4(1)	0	4(1)
企業及び企業環境の理解	2	2	4	2	1(1)	3(1)
実証手続の立案及び実施	0	3	3	2	1	3
監査証拠	3	1	4	3	0	3
後発事象	0	2	2	2	1	3
監査役等とのコミュニケーション	2	1	3	3	0	3
監査の基本的な方針	0	2	2	1	1	2
内部監査人の作業の利用	1	0	1	2	0	2
監査結果の取りまとめ	0	0	0	1	1	2
グループ監査★	2	0	2	2	0	2
財務諸表の表示及び開示	0	2	2	2	0	2

(注1)改善勧告事項のうち、重点的実施項目を含む事項については表中に★を付している。

(注2)監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所数」、「監査事務所の品質管理のシステムに関する事項」又は「監査業務の品質管理に関する事項」の数とは一致しない。

(注3)表中の()は、「重要な不備事項等のある実施結果」の原因となった改善勧告事項の項目ごとの監査事務所数を示している。

(4) 改善勧告事項の発生状況

通常レビューにおける「監査事務所の品質管理システム」及び「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項は、下表のとおりです。

① 監査事務所の品質管理システム

【改善勧告事項の発生状況(監査事務所の品質管理システム)】

レビューの結果	登録上場会社等監査人		レビュー報告書 交付事務所数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1事務所 当たり平均数 (B/A)
重要な不備事項のない 実施結果の監査事務所	大手・準大手		2(4)	0 (0)	0 (0)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	12(11)	31(16)	2.6(1.5)
		5～9社	13(2)	18(1)	1.4(0.5)
		2～4社	9(8)	21(6)	2.3(0.8)
		0～1社	2(6)	5(24)	2.5(4.0)
	小計①		38(31)	75(47)	2.0(1.5)
	その他の監査事務所②		1(15)	3(7)	3.0(0.5)
	計(①+②)		39(46)	78(54)	2.0(1.2)
重要な不備事項等のある実施結果の 監査事務所			8(10)	62(56)	7.8(5.6)
合計			47(56)	140(110)	3.0(2.0)

(注)()内には2024年度の数値を記載している。

② 監査業務の品質管理

【改善勧告事項の発生状況(監査業務の品質管理)】

レビューの結果	登録上場会社等監査人		レビュー 報告書交付 事務所数	選定 業務数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1業務 当たり平均数 (B/A)	改善勧告事項 が生じた 業務数
重要な不備事項のない 実施結果の監査事務所	大手・準大手		2(4)	23(50)	27(52)	1.2(1.0)	16(28)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	12(11)	50(43)	178(116)	3.6(2.7)	47(39)
		5～9社	13(2)	27(4)	76(6)	2.8(1.5)	23(4)
		2～4社	9(8)	12(8)	43(20)	3.6(2.5)	11(7)
		0～1社	2(6)	2(6)	8(17)	4.0(2.8)	2(6)
	小計①		38(31)	114(111)	332(211)	2.9(1.9)	99(84)
	その他の監査事務所②		1(15)	1(16)	9(45)	9.0(2.8)	1(14)
	計(①＋②)		39(46)	115(127)	341(256)	3.0(2.0)	100(98)
重要な不備事項等のある 実施結果の監査事務所			8(10)	14(15)	86(99)	6.1(6.6)	14(15)
合計			47(56)	129(142)	427(355)	3.3(2.5)	114(113)

(注) ()内には2024年度の数値を記載している。

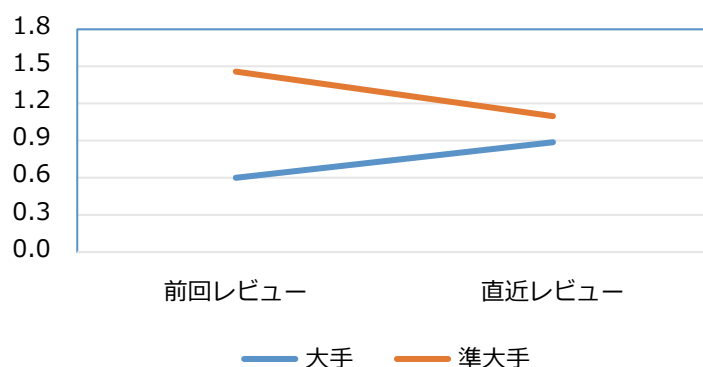
【大手監査法人及び準大手監査法人の1業務当たり平均改善勧告事項数】

	前回レビュー	直近レビュー
大手	0.6	0.9
準大手	1.5	1.1

(注1)2019年度～2025年度に実施・交付した通常レビューのうち、各監査事務所直近2回分の1業務当たり平均改善勧告数を表している。

(注2)参考値であることを鑑み、情報の更新は3年で実施する予定。

【大手監査法人及び準大手監査法人の1業務当たり平均改善勧告数の推移(2019～2025年度)】



【選定した監査業務における改善勧告事項数ごとの内訳】

結果 レビューの	登録上場会社等 監査人		レビュー 報告書 交付事務 所数	選定 業務数	選定業務数について改善勧告事項数ごとの内訳(業務数)						
					改善勧告事項数						
					0件	1件	2件	3件	4件	5件～	計
実施結果の不備事項のない 監査事務所	大手・準大手		2(4)	23(50)	7(22)	7(19)	7(4)	2(1)	0(2)	0(2)	23(50)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	12(11)	50(43)	3(4)	10(8)	9(9)	7(9)	6(5)	15(8)	50(43)
		5～9社	13(2)	27(4)	4(0)	4(3)	5(0)	5(1)	2(0)	7(0)	27(4)
		2～4社	9(8)	12(8)	1(1)	2(2)	0(0)	4(2)	1(3)	4(0)	12(8)
		0～1社	2(6)	2(6)	0(0)	0(1)	1(1)	0(3)	0(0)	1(1)	2(6)
	小計①		38(31)	114(111)	15(27)	23(33)	22(14)	18(16)	9(10)	27(11)	114(111)
	その他の 監査事務所②		1(15)	1(16)	0(1)	0(3)	0(3)	0(2)	0(5)	1(2)	1(16)
	計(①+②)		39(46)	115(127)	15(28)	23(36)	22(17)	18(18)	9(15)	28(13)	115(127)
重要な不備事項等のある 実施結果の監査事務所			8(10)	14(15)	0(0)	1(1)	1(1)	2(0)	2(4)	8(9)	14(15)
合計			47(56)	129(142)	15(28)	24(37)	23(18)	20(18)	11(19)	36(22)	129(142)
				割合	12%(20%)	19%(26%)	18%(13%)	16%(13%)	9%(13%)	28%(15%)	100%(100%)

(注)()内には2024年度の数値を記載。

(参考)例えば、上場会社監査数10社以上の大手・準大手以外の監査事務所では、選定した監査業務50業務のうち改善勧告事項が0件だった業務が3業務あり、改善勧告事項が1件だった業務が10業務あることを表している。

(5) 品質管理レビューに関連する実績情報

① レビュー時間

2025年度は、リスク・アプローチの徹底により登録上場会社等監査人に対する通常レビューを重視したため、監査事務所直接業務時間が2023年度以前より微増しています。なお、2024年度は登録の審査のためのレビュー、みなし登録上場会社等監査人に対する実態調査等を実施したほか、大手監査法人2事務所に対し通常レビューを実施したため、監査事務所直接業務時間、レビュー業務総時間ともに突出しています。2023年度以降のレビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間等は、下表のとおりです。

【監査事務所直接業務時間、レビュー業務総時間、レビューアー人数】

	2023年度	2024年度	2025年度
監査事務所直接業務時間	47,187	53,941	50,794
(うち大手監査法人)	(5,472)	(10,674)	(6,191)
レビュー業務総時間	79,711	83,994	79,369
レビューアー人数	41	42	42

(注)監査事務所直接業務時間とは、レビューアーの業務時間のうち関連する監査事務所に直接紐付けすることが可能な業務時間であり、事前の準備等に要した時間も含む。

② 監査事務所の規模別通常レビュー時間

監査事務所の規模別の通常レビュー時間は下表のとおりです。2025年度は、登録上場会社等監査人に対し、適格性の確認のガイドラインを踏まえ、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用状況を確認したため、レビュー時間が増加しています。

【監査事務所の規模別の通常レビュー時間】

		2023年度	2024年度	2025年度
大手 監査法人	レビュー時間	5,237	10,575	5,871
	通常レビュー事務所数	1	2	1
	1事務所当たりのレビュー時間	5,237	5,287	5,871
準大手 監査法人	レビュー時間	2,318	6,284	5,546
	通常レビュー事務所数	1	2	2
	1事務所当たりのレビュー時間	2,318	3,142	2,773
上記以外の 監査事務所	レビュー時間	29,358	19,354	30,951
	通常レビュー事務所数	79	52	53
	1事務所当たりのレビュー時間	372	372	584

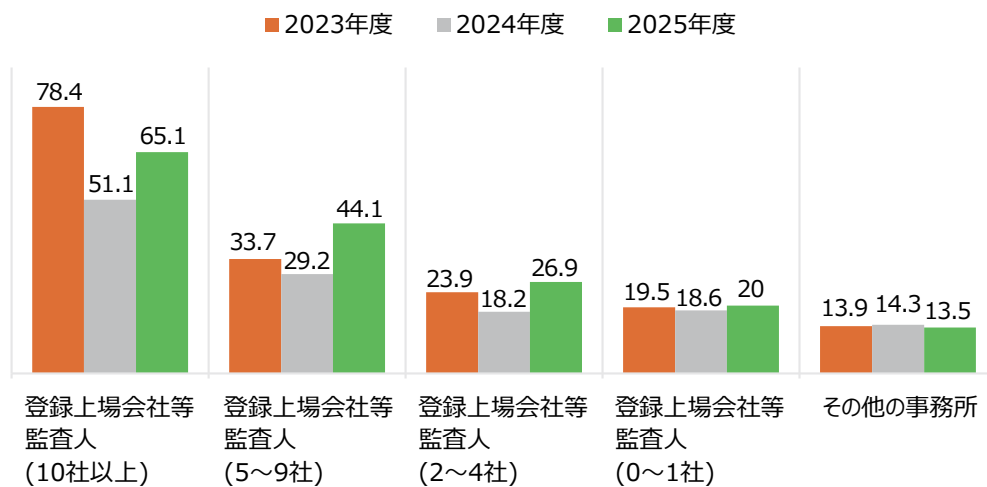
また、大手・準大手監査法人以外の監査事務所に対する通常レビュー監査事務所数・往査に係る期間は下表のとおりです。

【通常レビュー監査事務所数・往査に係る期間】

		2023年度	2024年度	2025年度
通常レビュー監査事務所数		79事務所	52事務所	53事務所
平均往査期間	登録上場会社等監査人	33.5人日	31.2人日	45.3人日
	(うち10社以上)	78.4人日	51.1人日	65.1人日
	(うち5～9社)	33.7人日	29.2人日	44.1人日
	(うち2～4社)	23.9人日	18.2人日	26.9人日
	(うち0～1社)	19.5人日	18.6人日	20.0人日
	その他の監査事務所	13.9人日	14.3人日	13.5人日

(注)各監査事務所の往査に要した日数とレビューアー人数を乗算したものを往査期間(人日)とし、監査事務所の規模別平均値を算出。

【平均往査期間(人日)の推移】



③ オフサイト・モニタリング時間

監査リスクに注力した品質管理レビューの実施を徹底するため、オフサイト情報(被監査会社リスク情報・監査事務所情報等)の収集・分析・対応の協議によるモニタリング活動を実施し、オフサイト・モニタリングの機能維持に取り組んでいます。監査事務所及び被監査会社のモニタリングに要した時間は下表のとおりです。

【オフサイト・モニタリング時間】

(単位：時間)

	2023年度	2024年度	2025年度
モニタリング時間	2,550	2,062	2,373

(注)年間を通じたオフサイト・モニタリングに加えて、監査事務所の提出書類の分析や電話によるヒアリング等を毎年2月と10月に実施している。これによりガバナンスの変更や専門要員及び監査対象業務の増減を把握することを通じて、レビュー年次計画の変更の要否を検討している。

④ レビューアーの研修時間

レビューアーに求められるスキルをレビューアーの職位・経験年次に沿って明確にした上で、レビューアーに求められる能力を向上させる研修プログラムを継続して実施しています。特に、品質管理基準報告書の改正等を踏まえたレビュー手続、監査事務所の業務管理体制等の理解や、適格性の確認を踏まえた指導、改善勧告事項となった根本的な原因の分析を踏まえた指導の重要性の周知等、レビューアーの能力の更なる向上に努めています。2025年度におけるレビューアーが受講した1人当たりの年間平均研修時間は125時間で、例年と同程度です。

⑤ レビューアーの経験年数

レビューアーの人数、平均監査経験年数は下表のとおりです。

	2023年度	2024年度	2025年度
人数	41人	42人	42人
平均監査経験年数	22年6か月	23年0か月	22年2か月

⑥ 品質管理委員会及び品質管理審査部会の審査状況

各年度の品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、5月から翌年4月までに開催した品質管理委員会において決議したものを各年度分として取り扱っています。各年度における審議事項数、協議事項数、報告事項数は下表のとおりです。制度改正以降は、審議に諮るまでのプロセスの充実を図るため、事前に協議を重ねた上で審議しています。

【品質管理委員会審査状況】

	2023年度	2024年度	2025年度
開催回数	13	14	14
審議事項数	72	74	76
協議事項数 (うち個別案件に係る協議)	8 (5)	10 (6)	14 (7)
報告事項数	59	71	60

また、品質管理審査部会による審査案件数の状況は下表のとおりです。

【品質管理審査部会審査状況】

	2023年度	2024年度	2025年度
事前相談(レビュー計画)	62件	55件	62件
事前相談(レビューの実施結果)	69件	80件	68件
レビュー報告書案	122件	123件	81件
改善計画書案	13件	24件	21件
合計	266件	282件	232件

2023年度以降、これまで実施していた上場会社監査事務所登録制度における準登録事務所の審査に代わり、上場会社等監査人登録制度を踏まえた、登録の審査のためのレビューに係る審査を実施しています。

このような制度変更の下、2024年度においては、通常レビュー実施監査事務所数は2023年度に比べ減少しているものの、登録の審査のためのレビュー実施監査事務所数が増加したことから、全体として2023年度と同程度の審査件数となっています。

一方、2025年度においては、通常レビュー実施監査事務所数は2024年度同程度で推移しているものの、登録の審査のためのレビュー実施監査事務所数が減少していることから、全体の審査件数は前年度までと比較して減少しています。

(6) その他の活動状況

① 品質管理レビューに関するアンケート調査

品質管理レビュー報告書の交付後、監査事務所に品質管理レビューに関するアンケート調査を実施しています。アンケート調査の結果を評価し、通常レビュー計画における施策を検討する際に参考としています。

2024年度のアンケート調査の結果、以下のようなコメントがありました。

(評価されたコメント)

- ・ 改善勧告事項以外にも、ファームポリシー等の整備・運用や、監基報・適用指針等を実務に落とし込む際のレベル感など、様々な面での意見交換を行うことができ、有意義だった。
- ・ 個別に率直な意見交換を行う場面は少ないため、色々と指導いただき、今後の改善に役立てる貴重な機会になった。

(改善を要するコメント)

- ・ 特に考慮した事項として、監査事務所固有の状況や特性を踏まえたものとなると、品質管理レビューの着眼点もより明確になる。
- ・ 口頭指摘について改善を行った場合に、改善状況について確認いただけると、さらに有難い。

2025年度も品質管理レビューに関するアンケート調査を行っており、今後の品質管理レビューの実施・運営の改善の参考にしていきます。

② 品質管理レビュー説明会兼意見交換会の開催

2025年度品質管理レビューの実施に先立ち、2025年6月に、189監査事務所から390名の参加を受け、以下に関する事項の対面及びオンラインによる品質管理レビュー説明会兼意見交換会を開催しました。

- ・ 上場会社監査事務所登録制度(登録の状況)
- ・ レビュー手続の改正等(レビュー手続、適格性の確認ガイドラインの改正等)
- ・ 当協会の情報管理体制・情報セキュリティ(監査調書の写しの入手)、電子署名の利用
- ・ 登録上場会社等監査人の監査品質の向上策(監査調書の改ざんへの対応、重要な不備事項となる要件の該当性の検討)
- ・ 2024年度レビュー結果の概要と2025年度のレビュー方針

③ 「品質管理実施状況の報告書」の確認及び個別相談会の開催

通常レビュー対象会社と監査契約を締結しているものの、過去5年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所の品質管理の状況を把握するため、「品質管理実施状況の報告書」の提出を求めました。

また、併せて提出を求めている「品質管理システムに関する質問書(QCQ306N)」への回答内容を分析・検討した上で、「品質管理実施状況の報告書」の内容を確認しました。

2025年度に「品質管理実施状況の報告書」の内容を確認した監査事務所は、8監査事務所であり、希望した全ての監査事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を各々開催し、監査の品質管理に関する指導を実施しました。

④ 品質管理レビュー制度等の社会への積極的な周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- ・ 品質管理レビュー制度等の概要及び運用状況を取りまとめた冊子「2024年度 自主規制レポート第2部 自主規制の取組 品質管理レビュー制度」(本編)、「2024年度品質管理レビュー資料集」(補足資料)、品質管理レビューにおいて、比較的多く発見された改善勧告事項の事例について取りまとめた「2024年度 品質管理レビュー事例解説集 I 部」の配付並びに当協会ウェブサイトでの発信、「品質管理レビュー制度等の解説」の当協会ウェブサイトでの発信
- ・ 「月刊監査役」(2025年10月号)への品質管理レビュー制度に関する寄稿(表題「日本公認会計士協会における上場会社等監査人登録制度及び品質管理レビュー制度の概要並びに2024年度の運営状況」)
- ・ 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「自主規制の活動報告(個別事案審査制度・品質管理レビュー制度・上場会社等監査人登録制度の運営状況)」をテーマとした講演の実施(2026年2月)

⑤ 2024年度の品質管理レビュー実施結果及び2025年度の品質管理レビュー方針の会員への積極的な周知活動

2024年度の品質管理レビューの結果及び2025年度の品質管理レビュー方針の会員への周知活動として、以下を実施しました。

- ・ 夏季全国研修会(2025年8月)
2024年度レビュー結果の概要及び2025年度以降のレビュー方針並びにレビュー手続等の改正概要(上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン改正を含む。)

(1) 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の調査結果の概要

監査監督機関国際フォーラム(以下「IFIAR」という。)は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されています。

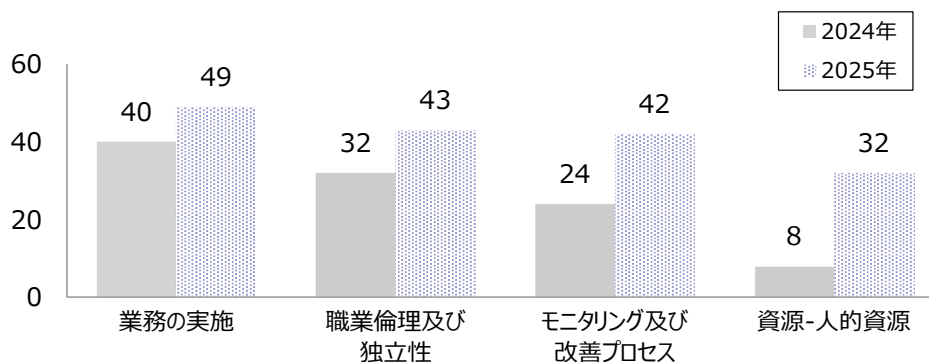
IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所^(注)のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降毎年調査しており、14回目となる2025年度の調査結果を2026年4月1日付けで公表しました。今回の調査は52の加盟監督機関からの報告によるものであり、以下、その調査結果について参考として記載しています。

(注)調査対象の6大監査事務所：BDO International Limited, Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Ernst & Young Global Limited, Grant Thornton International Limited, KPMG International Cooperative, PricewaterhouseCoopers International Limited.

① 品質管理の検査結果

監査事務所における品質管理については、44の加盟監督機関が161事務所を検査した結果が報告されています。検査で指摘の多い項目は、以下のとおりです。

【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2025” pageA-2の表を基に作成

業務の実施においては、指摘数が前年度に比して増加しています。特に業務の監督及び査閲を十分かつ適時に行うための方針及び手続の整備・運用に関する指摘が増加しています。

職業倫理及び独立性においては、指摘数が前年度に比して増加しています。特に被監査会社へ提供する非監査サービスや監査関連サービスの検討及び評価に関する指摘が増加しています。

モニタリング及び改善プロセスにおいては、指摘数が前年度に比して増加しています。特に監査品質を効果的に監視し、監査業務の実施に関する組織的な欠陥の発生可能性に対応することを目的に、定期的な検証を行うものの、監査実施上の問題を特定できなかったことに関する指摘が増加しています。

資源-人的資源においては、指摘数が前年度に比して大幅に増加しています。特に監査チームの選任に関する指摘が増加しています。

ISQCからISQM 1への移行に伴い、多くの加盟監督機関が監査事務所の品質管理システムに関する検査手を強化しており、これが当該分野における指摘事項の増加の一因となっている可能性があります。

② 上場会社(Listed PIEs)の監査業務における品質管理の検査結果

監査業務における品質管理については、39の加盟監督機関が140の監査事務所を対象として上場会社の監査業務836業務を検査した結果が報告されています。上場会社の監査業務を対象とした検査において一つ以上の検査指摘事項があった割合(以下「検査指摘割合」という。)の推移は、下表のとおりです。検査指摘割合は、この統計を開始した2014年の47%から2022年には26%まで低下しましたが、その後毎年増加し、2025年には35%に達しました。直近3年間の移動平均も30%から33%へと上昇しています。

IFIARは、6大監査事務所のメンバーファームに対し、監査指摘事項の根本原因を特定するための取組みを継続し、監査品質の持続的な向上を確保するために適切な是正措置を実施するよう強く求めています。

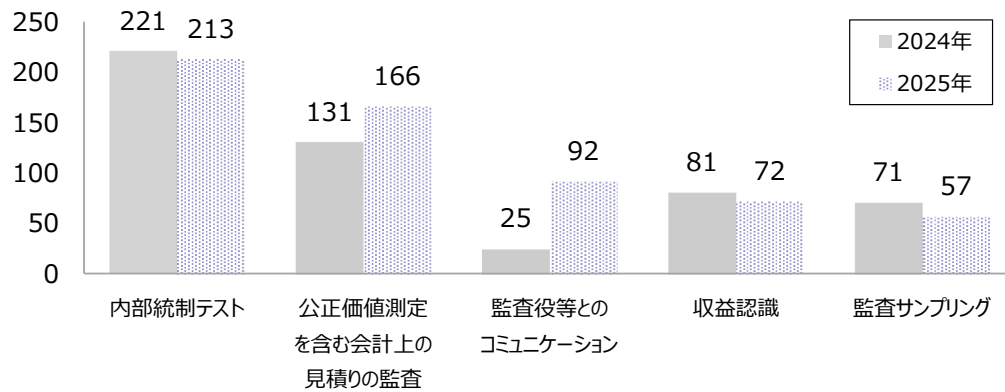
【検査指摘割合の推移】

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
30%	26%	32%	34%	35%

(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2025” page B-2の表

上場会社の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目は以下のとおりです。

【上場会社の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2025” page B-8の表を基に作成

内部統制テストにおいては、指摘数は前年度に比して微減しています。内訳では手作業の内部統制の信頼性を担保する十分かつ適切な監査証拠を入手していないという指摘は引き続き多いですが、ITに係る全般統制及び業務処理統制に対する十分なテストの未実施は減少しています。

公正価値測定を含む会計上の見積りの監査においては、指摘数は前年度に比して増加しています。整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないという指摘が増加しています。

監査役等とのコミュニケーションにおいては、指摘数は前年度に比して大幅に増加しています。

収益認識においては、指摘数は前年度に比して減少しています。収益認識に関する不正リスクの評価及び対応が不適切という指摘が増加する一方、複雑な契約条件とその会計処理への影響の理解不足、収益認識の期間帰属を確かめるための監査手続の不備という指摘が減少しています。

監査サンプリングにおいては、指摘数は前年度に比して減少しています。サンプル数が不足しており、サンプリングリスクを許容可能な水準まで低減できないという指摘が減少しています。